

臨時開催決定

巻上げ機の運転の業務特別教育のご案内

労働安全規則第36条第11号の業務 全衛生特別教育規程第14条に基づく教育

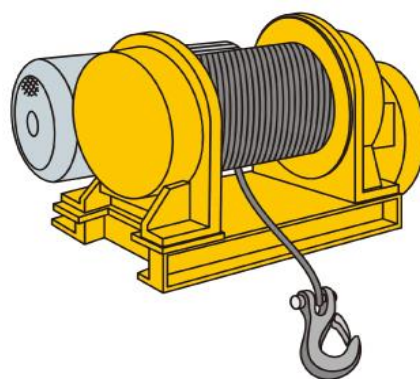
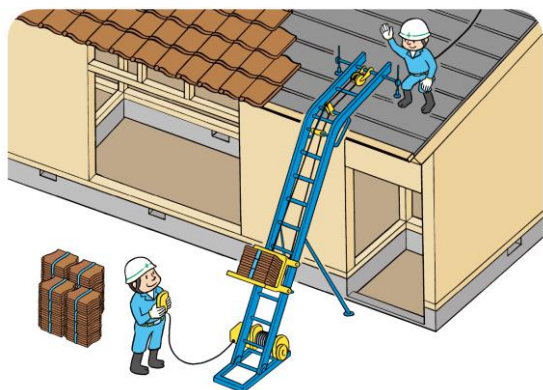
ウインチとは、動力により駆動される回転させるドラム（巻胴）にワイヤロープなどを巻き付け、物の上げ下ろし作業、横引き作業などに使用する巻上げ機のことをいいます。ウインチの種類、用途は多種多様で、建築・土木工事など様々な現場で広く使用されています。

事業者は、動力により駆動させる巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

（電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でコンドラに係わるものを除く）

開催日：令和7年11月25日（火）～26日（水）

場 所：キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター



受講概要

- 受講料／18,000円（テキスト代、税込）
- 受講対象／18歳以上
- 定員／20名
- ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます。

新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

COT **キャタピラー教習所**
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

T E L : 025-232-7611

F A X : 025-232-7612